



令和 7 年 度

# 教育行政執行方針

名寄市教育委員会

# 令和 7 年度 教育行政執行方針

## I はじめに

令和 7 年第 1 回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

令和 6 年度は、国の「第 4 期教育振興基本計画」や道の「北海道教育推進計画」、本市の総合計画（第 2 次）後期基本計画を踏まえ、変化が止まることのない社会の中で、誰一人取り残されることなく生き生きと学び、ウェルビーイングの向上が図られるよう取り組んでまいりました。

そのような中、市立学校教職員の飲酒運転による逮捕事案を出してしまいましたことは誠に遺憾であり、令和 7 年度は信頼回復に向けて強い決意と覚悟をもって取り組んでまいります。

また、国では、これからの社会の状況に対応した学校教育及び社会教育の方向性について検討が行われており、道では新たな北海道総合教育大綱が策定されることから、こうした教育の動向を踏まえながら、名寄市の教育が市民の皆様にとって魅力的で主体的な参加・協力をいただけるよう、令和 7 年度の「学校教育推進計画」、「社会教育推進計画」の確実な推進に努めてまいります。

以下、令和 7 年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

## **Ⅱ 重点施策の展開**

### **1 学校教育の重点施策の展開**

はじめに、令和 7 年度の学校教育における重点施策について申し上げます。

令和6年度は、本市初の義務教育学校の開校や学校施設の耐震化、空調設備の設置など、教育環境の整備とともに、A I ドリルの導入などにより、不登校や特別な支援を必要とする児童生徒など、多様な子どもたち一人一人に寄り添った個別最適な学びの充実などに取り組んでまいりました。

令和 7 年度は、引き続きすべての子どもたちにとって安全で安心できる教育環境づくりとともに、すべての学校が一丸となったウェルビーイングの向上と子どもたちの実態や社会的変化の影響などによる教育課題に適時・適切に対応するため、「名寄市学校教育推進計画」に基づき、次の 4 つの重点的な取組を進めてまいります。

#### **（１）信頼される学校づくりの推進**

まず、第一に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

児童生徒一人一人が資質能力を最大限に伸ばし、この学校で学んでよかったとっていただける学校とするためには、各学校が地域社会に開かれ、家庭や地域と信頼し合える関係を構築して、連携・協力して子どもたちをともに育てることが重要です。

そのため、教育委員会、学校においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念をもって、児童生徒を真ん中に、誰一人取り残すことなくウェルビーイングを実感できる学校づくりに努めてまいります。

また、児童生徒が生涯にわたって社会を生き抜く自立した学習者・持続的な社会の創り手として成長していくことができるよう、児童生徒、保護者、市民の皆様の意見を聴き、対話しながら、一人一人が当事者意識や役割をもって、ともに学び・考え・創造して教育課題の解決が図られるよう努めてまいります。

地域とともにある学校づくりの推進については、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」の一層の推進に努めてまいります。

各学校の学校経営については、児童生徒がよりよい教育活動を享受できるよう、学校評価により明らかになった成果と課題を踏まえ、本市共通モデルの学校経営計画及び学年経営案を効果的に活用して、組織的・継続的に改善が図られるよう取り組んでまいります。

小中一貫した教育については、各小中学校が義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、学習指導や生徒指導で協力して児童生徒の資質能力を伸ばすことが大切です。

そのため、各地区の小中学校において、児童生徒・学校・地域の実態などを踏まえた具体的な取組が進むよう努めてまいります。

とりわけ、智恵文地区においては、地域の特色を踏まえ、9年間の学びの系統性・連続性を生かした柔軟な教育課程を編成することで、魅力ある教育活動を展開する義務教育学校の実現に努めるとともに、風連地区においては、名寄市小中一貫教育校合同連絡会議を計画的に開催し、取組内容の質を高めるよう努めてまいります。

学校段階間の連携・接続については、本市の実態に応じた幼小連携、小中連携、中高連携の取組を推進してまいります。特に、幼小連携については、小学校における幼児教育や接続の意義の理解を促進し、子どもの育ちの課題解決につなげる体制の構築、取組を推進してまいります。

教職員の資質能力の向上については、教育の質は直接、児童生徒の教育活動などを担う教職員の力量に影響されるため、常に研究と修養に努め、専門性の向上を図っていただけるよう、教職員の研修機会の確保と研修内容・方法の工夫改善に努めてまいります。

特に、北海道教育委員会の指導主事による学校教育指導訪問の積

極的な活用や、ミドルリーダーを核とした名寄市教育改善プロジェクト委員会などの名寄市教育研究所での活動を通じて、教職員が主体的に学び合えるよう支援に努めてまいります。

学校における働き方改革の推進については、名寄市学校働き方改革指標「Nayoro Diamond Action」に基づき、各学校において教職員の意識改革を一層進め、教職員一人一人の働き方が改善され、「働きやすさ」と「働きがい」の実感をもつことができるよう取り組んでまいります。

## **（２）生きる力を育てる教育の推進**

第二に、生きる力を育てる教育の推進について申し上げます。

これからの複雑で変化の激しい社会においては、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる生きる力を身に付けられるようにすることが重要です。

そのため、各学校の教育課程については、学習指導要領の社会に開かれた教育課程の理念に基づき、家庭や地域と連携・協働して教育活動の充実が図られるようカリキュラム・マネジメントの充実に努めてまいります。

確かな学力を育てる教育の推進については、各学校が全国学力・学習状況調査などにより把握した児童生徒の実態などを踏まえ、育成

を目指す資質能力を明確にして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善を積み重ねていくことが大切です。

そのため、児童生徒一人一人の資質能力、興味・関心・意欲などを的確に捉え、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実が図られるよう、授業においては、学習者用デジタル教科書やA Iドリルなど、1人1台端末の効果的な活用や、加配教員などによる小学校における理科及び外国語活動・外国語の教科担任制の取組などにより、指導方法・指導体制の工夫改善に努めてまいります。

また、家庭と連携しながら、1人1台端末の持ち帰りによるA Iドリルの活用を一層図るなど、家庭学習の充実に向けた取組を推進してまいります。

豊かな心を育てる教育の推進については、人間尊重の精神、自他の生命を尊重する心、規範意識や公正な判断力などを育てることが大切です。

そのため、「特別の教科 道徳」を要として、地域教材の効果的な活用や家庭、地域との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて道徳性を養う道徳教育の充実に努めてまいります。

生徒指導については、課題解決的な対応にとどまることなく、教師と児童生徒との信頼ある関係の中で、すべての児童生徒の発達を支え、課題の未然防止ができるよう積極的な生徒指導の充実に向けて

まいります。

いじめの根絶に向けては、教育委員会及びすべての学校において定めている「学校いじめ防止基本方針」などに基づき、すべての教職員がいじめの定義や組織的な対応などについて一層理解を深め、家庭や地域・関係機関と連携した未然防止、早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、「名寄市小中高いじめ防止サミット」を引き続き開催し、各学校におけるいじめ防止の取組の交流を通じて、児童生徒の自発的・自治的な活動によるいじめ根絶の取組の活性化を図り、いじめ根絶のための取組をさらに徹底してまいります。

読書活動については、全小学校に配置している学校司書を活用した図書の選定や配置の工夫、市立図書館との連携した取組などにより、児童生徒が図書に興味・関心をもち読書意欲を高めるよう取り組んでまいります。

健やかな体を育てる教育の推進については、児童生徒の心身の調和のとれた発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通じて望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが大切です。

そのため、各学校が全国体力・運動能力、運動習慣等調査などにより把握した児童生徒の実態などを踏まえ、体育・保健体育の授業改善

に努めるとともに、「1校1実践」の体力づくりや「早寝、早起き、朝ごはん」の取組が充実するよう努めてまいります。

食育については、栄養教諭の専門性を生かし、学校給食を生きた教材として効果的に活用するほか、各学校における食育推進体制の一層の整備、家庭や地域と連携した望ましい食習慣を身に付ける取組の充実などに取り組んでまいります。

性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階や状況などを踏まえ、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得ることなどに配慮して適切に行われるよう取り組んでまいります。

学校給食については、令和6年度の値上げ分を保護者が負担することとなるため、令和7年4月からの学校給食費の値上げ分に対して支援を行い、安定的な給食の提供に努めます。

また、使用する食材については安全安心な食材の選定に細心の注意を払い、積極的な地産地消に努めてまいります。

さらに、児童生徒の嗜好を把握し、健康や食育に資する献立の創意工夫に取り組むとともに、学校給食が児童生徒の学校生活を豊かにし、楽しい時間となるよう、献立表のほか、SNSを活用して食に関する情報発信を推進してまいります。

### （３）社会の変化や多様な教育ニーズへの対応

第三に、社会の変化や多様な教育ニーズへの対応について申し上げます。

まず、特別支援教育については、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、可能な限りともに学ぶ「インクルーシブ教育システム」を構築することが重要です。

そのため、特別な支援を必要とする児童生徒への就学前から学齢期、社会参加まで、関係機関などとの連携を充実させながら、切れ目のない支援体制の整備を図ってまいります。

また、名寄市立大学と連携し、特別支援教育に関する研修の充実や特別支援学校教諭免許状の取得率の向上を目指してまいります。

さらに、誰一人取り残すことのないよう、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援に努めるため、学習支援員、生活支援員の適切な配置や名寄版個別の支援計画「すくらむ」の効果的な活用に努めてまいります。

不登校児童生徒への対応については、教育相談センターを拠点に、状況に応じて教育相談センター指導員やスクールソーシャルワーカーなどを各学校に派遣して、アウトリーチ型支援の強化を図るなど、不登校児童生徒などを組織的・計画的・継続的に支援する体制の整備

に努めてまいります。

また、不登校児童生徒の様々な状況やニーズなどに対応し、学びたいと思った際に多様な学びにつなげることができるよう、教育支援センター（旧適応指導教室）の利用や学校における校内教育支援センターなどの受入体制の工夫、1人1台端末を活用したオンラインによる学習支援やカウンセリングの実施など、多様で効果的な教育や相談の機会・場の確保に努めてまいります。

さらに、一人一人の実情などに応じたきめ細かな指導・支援を行う必要があることから、学校における児童生徒理解・支援シートなどの各種データの有効活用に努めるとともに、1人1台端末などのICTを活用し、オンライン授業などによる学習支援やカウンセリングを実施するなど、適切な支援を推進してまいります。

情報教育については、Society5.0の時代を迎え、これからの未来を創る児童生徒には、情報活用能力の育成が必須であるため1人1台端末を適切、効果的に活用した教育活動の充実と必要なICT環境の整備に努め、教育DXを推進してまいります。

また、近年のインターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化などの状況を踏まえ、児童生徒に対して「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）」の育成に努めてまいります。

国際理解教育については、学校教育活動全体において、地域資源を活用して自分が生まれ育ったふるさとと、他国の文化や考え方を理解し、尊重する取組が充実するよう努めてまいります。

また、外国人英語指導助手を活用し、英語によるコミュニケーション能力の育成に努め、グローバルな視野を持って地域社会で行動するための資質能力の向上を図るとともに、外国語活動・外国語の授業においても、1人1台端末と学習者用デジタル教科書を効果的に活用し、児童生徒が英語などの外国語に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度が養われるよう取り組んでまいります。

キャリア教育については、学校教育活動全体を通して児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、社会的・職業的自立に向けて基礎となる資質能力が育成されるよう努めるとともに、各学校において産業関係の部署や地域の企業・団体などと連携を図りながら、職場見学や職場体験活動、社会人講話などを実施し、児童生徒の望ましい勤労観や職業観を育てる指導が充実するよう努めてまいります。

主権者教育については、児童生徒の健全な成長や自立を促すためには、児童生徒が意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことが重要であるため、児童生徒の意見を聴く機会や、児童会・生徒会などの場において、自己の取組活動について確認した

り、議論したりする機会の創出に努めてまいります。

また、児童生徒にとって一番身近な社会である学級や学校の様々な教育活動において、生活上の課題を見出し、課題を解決するための話し合いや合意形成を図る経験が積めるよう取り組んでまいります。

部活動改革については、国が示した「学校部活動の地域移行・地域クラブ活動への移行」に向け、令和6年11月に設置した、スポーツ・文化団体や学校、保護者の代表などで構成する部活動改革推進協議会において、運動部及び文化部の地域移行・地域展開の進め方などについて協議を進めてまいります。

また、引き続き「NAYORO スタイル部活動改革推進事業」に取り組み、特に令和8年夏からの休日における運動部活動の地域クラブ活動への移行を見据え、本年夏からの拠点校方式による部活動を推進してまいります。

#### **（４）安全安心な教育環境の整備**

第四に、安全安心な教育環境の整備について申し上げます。

まず、未耐震施設で老朽化が著しい名寄中学校については、引き続き校舎の改築工事などを進めてまいります。

未耐震施設の名寄東中学校については、北海道教育委員会と協議を進めながら、耐震性能が確保されている名寄産業高等学校光凌キ

キャンパスを活用するための改修工事を進めてまいります。

また、学校の猛暑対策として、市内小中学校4校の普通教室に、空調設備の設置を進めてまいります。

市内小中学校の和式トイレについては、計画的に洋式トイレに改修してまいります。

令和3年度から使用している1人1台端末については、令和8年度からの更新に向けて、北海道が行う共同調達により端末を調達します。

危機管理については、学校をはじめ関係機関と連携し、「危機管理マニュアル」や「安全マップ」などの適宜見直しと、それに基づく校内や登下校時の安全確保に向けた取組を徹底してまいります。

また、自他の命を守り、災害が発生する前の備え方や災害発生時の対処の仕方などを学び、それを実践に移すことができるよう、関係機関と連携し防災教育の推進に努めてまいります。

交通安全教育については、自転車乗車用ヘルメット着用促進に向けた働きかけを行うなど、自転車利用時のルール順守のための取組を進めてまいります。

さらに、性犯罪・性暴力を根絶するため、国が進めている「生命（いのち）の安全教育」に取り組み、学校における児童生徒がSOSを出せる環境づくりや相談体制の強化を図るとともに、学校、家庭、地域が

連携して生命の尊さを学び、生命を大切にする教育や、一人一人を尊重する教育が一層徹底されるよう取り組んでまいります。

## **2 社会教育の重点施策の展開**

次に、社会教育における重点施策について申し上げます。

令和6年度は、つながることをキーワードとして、社会教育施設が連携・協働し、様々な学びの機会や文化芸術に触れる機会を提供してまいりました。

令和7年度は、市民一人一人が、ウェルビーイングを実感でき、将来にわたって住み続けられる「ひとづくり、つながりづくり、地域づくり」に向けた取組をさらに推進し、急速に変化する社会環境の中で、個人の成長と地域コミュニティを支える基盤として、充実した社会教育活動を展開できるよう、名寄市社会教育推進計画に基づき、次の4つの重点的な取組を進めてまいります。

### **(1) 生涯学習社会の形成**

まず、第一に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

生涯学習活動の推進と学習への支援については、社会教育を基盤とする学びを通じ、子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送ることができるよう、生涯

学習推進体制の整備に努め、主体的な生涯学習活動を支援してまいります。

そのため、社会教育施設間の事業連携や情報共有を図り、施設が相互協力できる体制づくりに努めるとともに、引き続き市民の学習活動の成果を地域課題の解決やまちづくりなどにつなげていくための社会教育主事の配置や、学びに関する相談体制の充実のための生涯学習推進アドバイザーの配置を行ってまいります。

公民館活動については、社会教育施設や関係部局との連携による市民講座などを開催するとともに、特色ある生涯学習活動を推進し、分館活動を含めた多様で身近な学習機会の提供に努めてまいります。

名寄市公民館、風連公民館では、名寄市民文化センター、ふうれん地域交流センターを活動拠点とし、事業の選択と集中を図りながら持続可能な市民講座の開催内容などの見直しを行い、各種団体と協働した事業を開催します。

智恵文公民館では、義務教育学校や地区の各種団体との連携のもと、農村地区という地域の歴史や自然などの特性を踏まえ、世代間交流を図りながら地域資源を継承する生涯学習活動の推進に努めてまいります。

次に、社会教育施設の機能強化については、人口・生産年齢人口が減少傾向にあるため、業務効率化の観点から、生涯学習と風連生涯学

習を新たに「社会教育課」に組織再編し、機能強化に努めてまいります。

北国博物館では、地域の歴史・自然・文化を伝える施設機能の向上と何度でも来館したくなるような魅力ある施設運営に努めてまいります。

図書館では、市民の読書活動と学びを支援する身近な教育施設として、大学図書館及び学校図書館との連携を図り、読書活動の推進に努めてまいります。

天文台では、最先端の観測・研究を行い、その成果を広く公開する機関として、多様な観望会、映像配信、デジタルを活用した企画などを一層充実させ、市民に親しみある天文普及に努めてまいります。

また、天文台の協力団体である天文サークルなどと連携を図り、天文普及活動や5年後に迫った北海道金環日食に向けた情報発信に取り組んでまいります。

さらに、移動天文台車を利用し、市内だけでなく、近隣地域や東京都杉並区での観望会を行い、交流に努めるとともに、北海道大学や他の天文台などの協力により、研究観測を推進してまいります。

次に、地域連携・協働による社会教育の推進については、社会教育を基盤とする学びを通じた「人づくり、つながりづくり、地域づくり」の一端を担うため、地域の各種団体と連携し、社会教育活動を推進し

てまいります。

また、「学校を核とした地域づくり」を進めるため、地域学校協働活動本部を設置し、地域学校協働活動を推進するとともに、「地域とともにある学校づくり」の充実が図られるよう、地域学校協働活動等人材バンクの登録と活用の推進に努めてまいります。

## **（２）家庭教育の推進**

第二に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭における教育力を向上させるため、関係機関と連携し、子育て中の家庭同士の交流を図るなど、家庭教育支援事業の充実と、家庭教育や子育てに関する学習や相談機会が気軽に得られるよう、情報提供や相談体制の整備に努めてまいります。

また、地域全体で家庭や子どもを支え見守る環境をつくるため、市民への啓発や、北海道教育委員会と協定を締結する家庭教育サポート企業の拡大に努めてまいります。

## **（３）青少年の健全育成**

第三に、青少年の健全育成について申し上げます。

未来をつくる青少年が心の豊かさ、創造性や社会性などを養い、時代の変化に的確に対応できる人として育つよう、教育環境の整備に

努めてまいります。

青少年のリーダーを育成するために、名寄市子ども会育成連合会などと連携したリーダー育成事業に取り組んでまいります。

また、学校外での体験交流活動を推進するために、スポーツ大会の開催や野外体験学習、東京都杉並区との小学生交流などに取り組んでまいります。

二十歳を祝う会については、二十歳を迎える方などで構成する実行委員会を中心に企画運営を行い、趣向を凝らした内容で開催してまいります。

青少年センターでは、地域や各学校、関係機関などと連携を図り、青少年の問題行動の未然防止や安全確保に努めてまいります。

また、不審者対策や犯罪のない地域づくりのために、市内の巡視活動を行い、青少年が安全安心に学び、遊び、集える環境づくりに努めてまいります。

児童センター、風連児童会館では、自由来館型の施設として、遊び、スポーツ、各種行事及び体験活動を通して児童の健全育成を図ってまいります。

放課後児童クラブでは、放課後における児童の安全安心な居場所を提供し、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。

また、民間の学童保育所に対しては、環境整備や運営に対し必要な

支援を行ってまいります。

さらに、民間も含めた市内の児童クラブにおいて、1人1台端末を利用した学習ができるようWi-Fiを整備してまいります。

放課後子ども教室では、小学4年生から小学6年生までを対象に、勉強やスポーツ、文化活動、地域との交流活動などに取り組み、児童の自ら学ぶ姿勢を高め、学習習慣の定着を図ってまいります。

図書館では、親子が絵本の読み聞かせを通して、お互いにふれ合い、絆を深めてもらう機会を作るため、ブックスタート事業に取り組んでまいります。

#### **（４）地域文化の継承と創造**

第四に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市文化芸術振興条例及び名寄市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき、文化芸術の振興と継承を図り、市民個人や団体による主体的、創造的な文化芸術活動を推進してまいります。

市民文化センター大ホールE N－R A Y及びふうれん地域交流センターを核とした鑑賞事業や学校と連携したアウトリーチなどを実施するとともに、優れた文化芸術に触れる機会の提供として、文化芸術鑑賞バスツアーを実施してまいります。

また、市民が日頃の文化活動の成果を発表する文化祭を実施して

まいります。

大ホールE N－R A Yについては、本年5月に開館から10年を迎えるため、記念事業を実施してまいります。

歴史や文化財の継承については、北国博物館を核として地域の歴史や文化の普及活動に努めるとともに、地域の宝として文化財の保護と伝承活動の支援に努めてまいります。

また、郷土の発展に大きく貢献し、全国的に活躍した名寄ゆかりの人物について、その功績や生き方を後世に伝えていくため、普及活動にも努めてまいります。

さらに、S L排雪列車キマロキ編成が展示保存50年を迎えるため、キマロキ保存会と連携して記念事業を実施してまいります。

### Ⅲ むすび

以上、令和7年度の教育行政執行方針について申し上げます。

令和6年度、名寄市教育委員会では、教育委員会職員が同じ方向を向いて本市の教育の創造に取り組むため、「キラキラ☆いきいき☆まなびらんど✽なよろ」というキャッチ・フレーズを考えました。

本市で学ぶすべての人が幸せや生きがい（ウェルビーイング）を感じ、笑顔と元気にあふれるよう、学校教育及び社会教育の施設が豊かな教育環境を提供していくという思いを込めた言葉です。

名寄市教育委員会といたしましては、令和7年度はこれまで以上に生涯学習の観点から、学校教育と社会教育の連携・協働を強め、市民の皆様に喜んでいただける魅力ある教育となるよう、熱意・誠意・創意をもって果敢に取り組んでまいります。

議員並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。